

川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育委員会会議規則（昭和59年川崎市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「の要旨」を削り、第6号を第8号とし、第5号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

（7）発言した者の職及び氏名並びにその発言

同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）出席した職員の職及び氏名

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

制 定 理 由

川崎市教育委員会会議の会議録の記載事項について、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会会議規則 昭和59年9月29日教委規則第6号 (第1条～第13条 略) (会議録)</p> <p>第14条 会議が開催されたときは、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項 (2) 出席及び欠席委員の氏名 <u>(3) 出席した職員の職及び氏名</u> (4) 議事日程 (5) 報告事項 (6) 議案に関する議事及び議決 <u>(7) 発言した者の職及び氏名並びにその発言</u> (8) その他委員会において必要と認めた事項</p> <p>2 会議録には、議案及び関係書類を添付する。</p> <p>(以下 略)</p>	<p>○川崎市教育委員会会議規則 昭和59年9月29日教委規則第6号 (第1条～第13条 略) (会議録)</p> <p>第14条 会議が開催されたときは、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項 (2) 出席及び欠席委員の氏名 (新設) (3) 議事日程 (4) 報告事項の要旨 (5) 議案に関する議事及び議決の要旨 (新設) (6) その他委員会において必要と認めた事項</p> <p>2 会議録には、議案及び関係書類を添付する。</p> <p>(以下 略)</p>